令和3年3月21日

# 宮城県・仙台市緊急事態宣言期間中の 新型コロナウイルス感染症対策の取り組み

## 【市主催行事等の中止・延期等の検討、感染防止策の徹底】

- ▶ 直近に予定されている行事や催物について、開催することにより他に波及する影響 も勘案のうえ、中止や延期も含めて検討
- ▶ 行事や催物を開催する場合は、その内容や客層なども勘案し、規模の縮小等の対応 についても検討するとともに、感染防止策を徹底

## 【市役所・区役所における市民への対応】

- ▶ 来庁者への注意喚起
- ▶ 対応可能なものについては、郵送申請など非接触型の手続きを勧奨
- ▶ 区ホームページで、郵送申請手続きやスマートフォン等を活用し対応窓口待合状 況が確認できることについて紹介
- ▶ サーマルカメラの活用
- ▶ 換気の励行
- ▶ 飛沫防止対策を徹底
- ▶ アルコール等によりこまめに清拭
- ▶ マスク着用・手洗い等の感染対策を要請

## 【市民利用施設等の対応】

- ▶ 利用者への注意喚起
- ▶ 福祉施設(高齢者施設,障害者施設,保育所等)の設置者・従業員に対して,感染の早期探知や感染防止対策の徹底について改めて周知
- ▶ 福祉施設(高齢者施設,障害者施設,保育所等)の利用者・保護者等への対応
- サーマルカメラの活用
- ▶ 換気の励行
- ▶ マスク着用・手洗い等の感染対策を要請
- ▶ 施設内の感染リスクの高いポイントについては改めて確認し、必要に応じて追加 的な対策を検討

## 【学校における対応】

- ▶ 卒業式・入学式などの行事については、参加者の限定や式典内容を精選のうえ、感染防止対策を徹底
- ▶ 宮城県・仙台市緊急事態宣言期間中の児童生徒の不要不急の外出や移動の自粛について、学校を通じて保護者へ依頼
- ▶ 部活動における感染防止対策の徹底、宮城県・仙台市緊急事態宣言期間中の練習試合や合同練習会等の自粛

## 【営業時間短縮要請の周知・協力金の支給】

- ▶ 「接待を伴う飲食店」及び「酒類を提供する飲食店」に対する営業時間の短縮要請 について要請内容の周知の徹底
- ▶ 営業時間短縮要請に協力いただいた事業者への協力金の円滑な支給に向けた準備 と丁寧な説明の実施

## 【追加経済対策の検討】

▶ 緊急事態宣言や営業時間短縮要請により経営への更なる打撃が懸念される市内飲食店や関連事業者への追加支援策の検討

## 【Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーン停止に伴う措置】

▶ 令和3年3月19日から31日チェックアウト分までのキャンペーン適用を停止したことに伴い、当該期間中における宿泊キャンセル分の補助金相当額を支援金として関係事業者に交付する支援措置の実施

#### 【市民・事業者等への広報】

- ▶ 本市ホームページやSNSなどを用いて,市内の感染状況や注意喚起情報を継続的 に発信
- 体調不良時は早期に受診・相談センターへ連絡するようさらに周知
- ▶ 外国人住民等に対して、本市ホームページ、仙台観光国際協会ブログ、SNS、メールマガジン等を用いて「やさしい日本語」や外国語表記による情報提供を継続
- ▶ 市役所,区役所,市民利用施設等の入り口の見やすい場所に注意喚起のメッセージ を掲出
- ▶ 庁舎内放送による来庁者への注意喚起
- ▶ 外郭団体や関係団体等に感染防止対策の徹底等について協力を要請
- ▶ 事業者等に対して,業種別感染拡大予防ガイドラインの再度の確認と対策の徹底について周知

## 【保健所の体制強化】

➤ 保健所各支所への保健師・事務職員等の応援体制見直し及び国・他自治体等への派 遣要請により積極的疫学調査等の実施体制を強化し、感染拡大を封じ込め

## 【検査体制】

▶ 積極的疫学調査の実施体制強化と合わせ、市衛生研究所の最大検査能力(240件/ 日)を発揮できる体制を確保

## 【医療提供体制】

- ▶ 県と連携し、感染状況に応じて新たな宿泊療養施設を確保
- ▶ 市立病院において、宮城県・市保健所と調整のうえ、陽性患者の入院受入れ及び診療体制を確保

## 【救急搬送体制】

▶ 新型コロナウイルス感染症のり患者に重篤な症状が生じた場合等は、保健所や医療機関との情報連絡を確実に行い、救急車による搬送を実施

## 【インフラ(水道、下水道、ガス、ごみ処理施設、交通等)】

▶ 市民生活に欠かせない水やガスの安定的な供給、公共交通の運行の確保等のため、 従事する職員の感染予防・健康管理を徹底するとともに、感染者が発生した場合 の応援も含めた体制の確保について改めて確認

## 【市職員の対応】

- ▶ 不急の業務の停止等について各局区で改めて検討し、新型コロナウイルス感染症 対策を最優先
- ▶ 職場における感染対策及び健康管理の徹底
- ▶ 時差出勤の活用促進
- ▶ 業務における接触機会の低減に資する取り組みの継続
- ▶ 附属機関等の会議,職員間・委託事業者等との打合せなどについては、3密の回避 やウェブ会議システムの活用などの対策を徹底
- ▶ 出張は細心の注意を払って検討(オンラインでの対応を優先)